

小諸市医療費特別給付金事業(福祉医療)のご案内

小諸市では、市内に在住している下記の対象者に対し、福祉の増進と子育て支援に寄与することを目的に、病気やけがなどによる受診や投薬を受けた際の自己負担を軽減する、医療費特別給付金事業（福祉医療）を実施しています。

福祉医療の受給対象者、有効期間及び更新

区分	所得制限	受給者証有効期間・更新
乳幼児	なし	出生または転入の日から18歳 到達後の最初の3月31日まで ◇更新なし
児童	なし	資格認定日から次の7月31日まで (精神保健福祉手帳の方は手帳の有効期限までとなる場合があります。) ◇毎年8月1日に受給資格が更新され、更新に合わせて受給者証が交付されます。
障がい者 (児)	なし	更新手続きは原則不要ですが、資格区分によって書類等の提出・確認などの手続きをお願いする場合があります。 所得制限などの要件により更新できない方へは別途通知します。
	特別障害者 手当の基準 金額内	65歳以上で国民年金 施行令別表1・2級
		障害年金受給者
	児童扶養 手当の基準 金額内	母子家庭の母子
		父母のいない児童
父子家庭*	なし	父子家庭の父子

* 18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高校等に在学・在校中の児童及びその児童を扶養している方

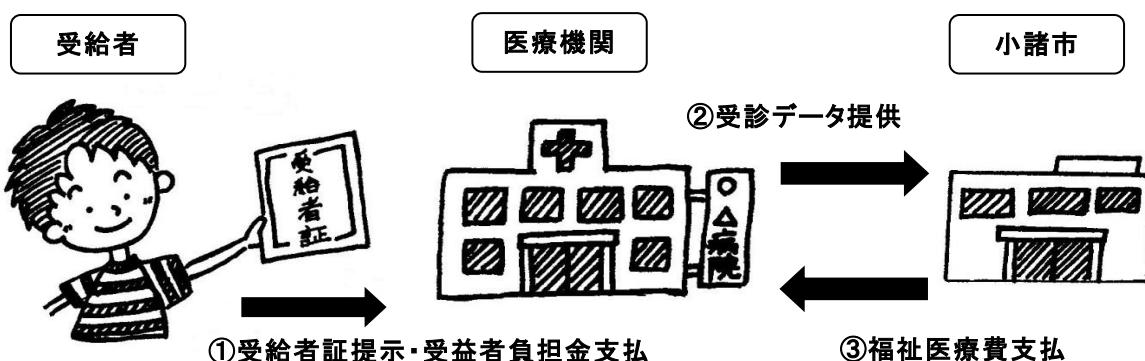
給付方法

現物給付

対象者：満18歳到達後の最初の3月31日までの子ども

(高校3年生に該当する年度末まで。高校等に在学していない方も対象となります。)

福祉医療費受給者証(あじさい色)を病院等の窓口で毎回提示することにより、保険診療の自己負担分について、500円(受益者負担金)を支払うことで医療を受けることができます。(県外受診等の際は別途申請が必要です。)



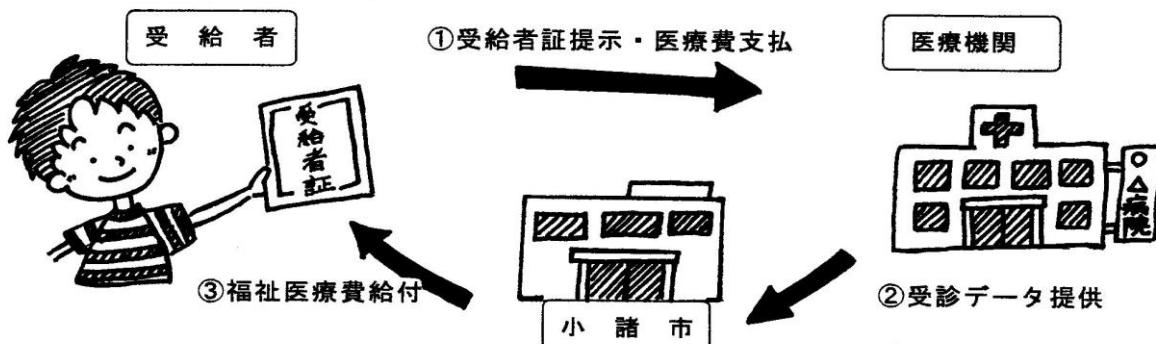
スポーツ保険（スポーツ振興センター災害共済給付制度）について

- ・保育園や学校の管理下（登下校や部活動等を含む）のけが等の治療費は学校が加入するスポーツ保険の対象となりますので、スポーツ保険の手続きをして給付を受けてください。
- ・スポーツ保険の対象となる場合は、福祉医療費の給付の対象となりません。 医療機関等へは学校管理下のけが等であることを伝え、福祉医療費受給者証の提示はせずに、保険診療の自己負担分（総医療費の3割または2割）をお支払いください。 申請により4割分の給付を受けることができます。
- ・手続きの結果、スポーツ共済の対象とならなかった場合には、領収書等により福祉課へ福祉医療の申請をしてください。

自動給付

対象者：現物給付の対象者でない受給資格者（おとな）

- ① 医療機関の窓口で『受給者証（きみどり色）』を毎回提示して、保険診療の自己負担分をお支払いください。(県外受診等の際は別途申請が必要です。)
- ② 医療機関より市役所へ月ごとに審査機関を経由して受診データが送付されます。
- ③ 送付されたデータをもとに、受給資格を審査し、受益者負担金（500円）や高額療養費等を差し引いた金額が指定口座へ給付金が振り込まれます。(受診月の2～3か月後の月末が目安です。医療機関からのデータの遅れや高額療養費等の確認が必要となる場合は支給まで時間を要する場合があります。)



助成の範囲について

●助成の対象となる医療

保険証を使用して受診した際の、入院及び通院に係る医療保険による治療目的の自己負担額が対象となります。

病院（医科・歯科）、薬局、訪問看護の他、医師が認めた柔道整復・鍼灸等の施術、補装具や小児用弱視等の治療用眼鏡等の費用も含まれます。

●助成から除かれるもの（保険適用外・他制度からの給付等）

①検診、入院時の差額ベッド代、食事療養費、総合病院等の特定療養費、文書料など医療保険が適用されないもの

②保険者から支給される高額療養費、附加給付金等（詳しくは、加入している保険者へお問い合わせください。）

③交通事故等の第三者行為に係る医療費、保育園・学校等でのけがに係る医療費（日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用）

交通事故や学校でのけがの場合は医療機関の窓口でその旨をお伝えください。

④他の公費負担医療が適用されるもの

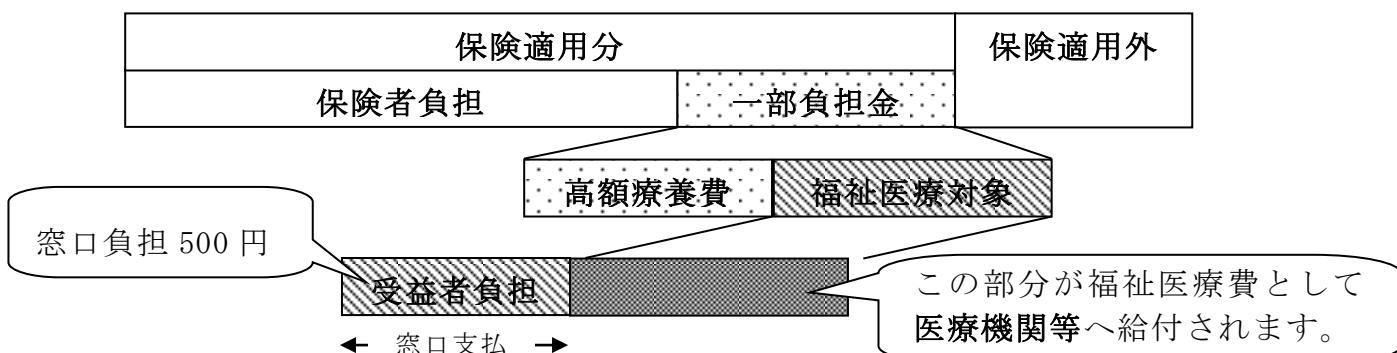
自立支援医療、特定疾患医療など、ほかの公費負担医療の受給者証をお持ちの場合は、福祉医療受給者証とあわせて受診の際に必ず提示し適用を受けてください。

●受益者負担金（自己負担分）

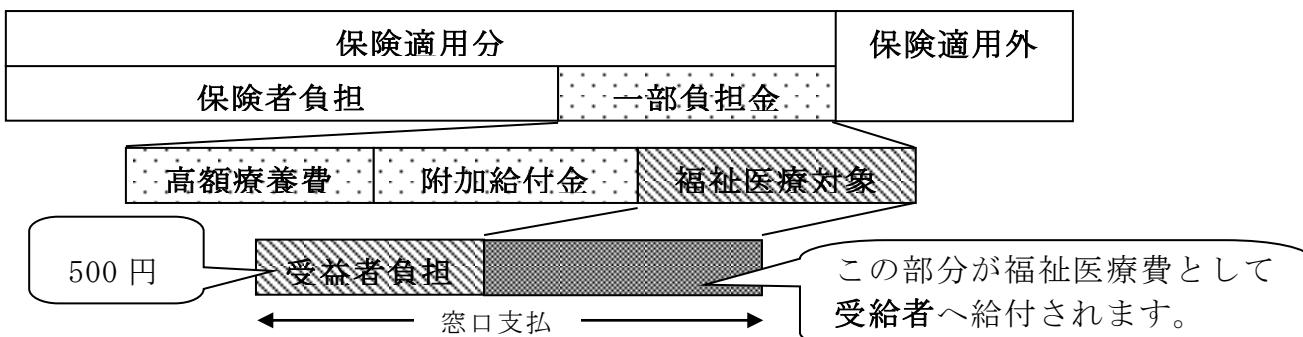
小諸市では福祉医療制度を長期にわたって支えていくため、1レセプト※ごと 500円までを受給者にご負担いただいています。500円に満たない場合は、その全額が受益者負担金となります。

※レセプト…医療機関が種別（医科・歯科・調剤・訪問看護等）ごとに1か月単位で作成する、診療や調剤内容の明細書。入院と通院は別に作成されます。また、調剤は処方箋元の医療機関ごとに作成されます。

【現物給付の場合】



【自動給付・現物給付対応不可の場合】



支給申請が必要な場合

下記の理由により保険診療の自己負担分を全額支払った場合は、「小諸市医療費特別給付金支給申請書」を提出することで福祉医療費の給付を受けることができます。

領収書（受給者氏名・保険診療点数明記のもの「レシートは不可」）を持参のうえ、福祉課窓口で手続きをしてください。※申請期限は受診の翌月から1年です。

- ①受給者証を提示しなかった場合
- ②県外の医療機関を利用した場合
- ③スポーツ保険の対象とならなかった場合
- ④補装具、小児用弱視等の治療用眼鏡を作成した場合（領収書の他に添付書類がありますので詳細はお問い合わせください。）

お願い（このようなときは必ず届け出を！）

●資格を喪失する場合

下記の場合には必ず福祉医療費受給者証を返却してください。

資格喪失後に小諸市の受給者証を使用した場合は、福祉医療費をお返しいただく場合があります。

- ①小諸市から転出した
- ②所得制限を超過した
- ③障がい者手帳の等級が資格対象外の等級へ変更となった
- ④住所地特例適用受給者が対象施設を退所した

●登録内容に変更がある場合

下記の場合には登録を変更しますので、届出をお願いします。

- ①保険証情報の変更（受給者証に印字はありませんが、届出が必要です。）
- ②住所・氏名の変更
- ③振込先の変更

その他の

福祉医療費の振込みは、毎月30日です。30日が金融機関の休業日の場合は、前営業日の振込みとなります。

振込みの際、通帳には「コモロシ フクシイリヨウヒ」と印字されます。

また、振込みの際の通知はしておりませんので、恐れ入りますが医療機関受診時の領収書を保管いただき、通帳にてご確認ください。

内訳を確認したい方は、身分証明書をご持参の上、福祉課窓口へお越しください。

〒384-8501
長野県小諸市相生町三丁目3番3号
小諸市保健福祉部福祉課福祉係
電話 0267-22-1700（内線2144）
FAX 0267-22-1966
E-mail katei@city.komoro.nagano.jp